

横植協会06-14号
令和 6年 8月30日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

輸入種子関係

【輸入済みブラジル産かぼちゃ種子からスイカ果実汚斑細菌病菌
(Aac)が検出された事例に伴う対応について】

農林水産省植物防疫課から下記の情報提供があったのでお知らせします。

記

[情報提供の概要]

1. 経緯

- (1)令和6年2月、ブラジル産かぼちゃ種子が輸入され、検査証明書※等に問題はなく輸入検査合格となった。※同国は、植物防疫法施行規則に掲げる Aac の対象国であるため、同国に対し適切な遺伝子診断法等により Aac に侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2)7月 10 日、輸入者が当該種子の自主検定を行い、Aac が検出された旨の情報提供。当該種子は国内流通されておらず、輸入者が全量を保管。
- (3)7月 11 日、輸入者の了承の下、植物防疫所が当該種子の全量を回収。
- (4)植物防疫所で Aac に対する SBS 検定を実施し、8月8日、Aac を検出。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、ブラジルにおいて精密検定が実施された宿主植物を通じて Aac が侵入するおそれがあることから、Aac の侵入を防止するため、暫定的な措置として、モニタリング検査を実施する。

以上
詳細については、別添の説明資料を参照願います。

令和6年8月29日

輸入済みブラジル産かぼちゃ種子からスイカ果実汚斑細菌病菌（Aac）が検出された事例に伴う対応について

1. 経緯

- (1) 本年2月、ブラジル産かぼちゃ種子が輸入され、検査証明書※等に問題はなく輸入検査合格となった。※ブラジルについては、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2の19項に掲げるAacの対象国であるため、同国に対し適切な遺伝子診断法等によりAacに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを要求。
- (2) 7月10日、輸入者が当該種子の自主検定を行い、Aacが検出された旨の情報提供。なお、当該種子は国内流通されておらず、輸入者が全量を保管。
- (3) 7月11日、輸入者の了承の下、植物防疫所が当該種子の全量（12kg）を回収。
- (4) 植物防疫所でAacに対するSBS検定を実施し、8月8日、Aacを検出。

2. 緊急の暫定措置

今般の事例を受け、ブラジルにおいて精密検定が実施された宿主植物を通じてAacが侵入するおそれがあることから、Aacの侵入を防止するため、暫定的な措置として、モニタリング検査（STEP1から開始）を以下のとおり実施する。

(1) 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される、ブラジルからの規則別表2の2の19項に掲げる植物

(2) 期間

令和6年8月30日から当面の間

(3) 検定方法

次の数量について、Aacを対象とした遺伝子検定等の実施

植物	検定対象
種子	1,000粒（同一の検査単位に含まれる種子が10,000粒未満の場合は、当該種子数の10%。ただし、検定の結果、LAMP法で陽性となり、栽培検定又はSBS検定を行う場合は、追加で1,000粒（同一の検査単位に含まれる種子が10,000粒未満の場合は、当該種子数のさらに10%）。）
生植物（種子及び果実を除く。）	輸入植物検疫規程別表第一に規定する検査数量の検査の結果、症状又は症状の疑いがあるもの

3. 会員への情報提供のお願い

ブラジル産かぼちゃ種子から Aac が検出された事例が確認されたことから、種苗会社においては、流通前に在庫種子の点検を行う等健全な種子を供給すること。また、育苗・栽培時、Aac の疑似症状が観察された場合、植物防疫所へ連絡すること。